

稲敷市新型インフルエンザ等対策行動計画

稲 敷 市
保健福祉部健康増進課
平成 2 7 年 6 月

稲敷市新型インフルエンザ等対策行動計画

～目 次～

I はじめに

1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2	取組の経緯	1
3	市行動計画の策定	2

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	2
2	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	3
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	5
	(1) 基本的人権の尊重	5
	(2) 危機管理としての特措法の性格	5
	(3) 関係機関相互の連携協力の確保	6
	(4) 記録の作成・保存	6
4	新型インフルエンザ等発生時の被害想定等について	6
	(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	6
	(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響	7
5	対策推進のための役割分担	8
	(1) 国の役割	8
	(2) 県の役割	8
	(3) 市の役割	8
	(4) 医療機関の役割	9
	(5) 指定（地方）公共機関の役割	9
	(6) 登録事業者の役割	9
	(7) 一般の事業者の役割	9
	(8) 市民の役割	10
6	行動計画の主要6項目	10
	(1) 実施体制	10
	(2) サーベイランス・情報収集	11
	(3) 情報提供・共有	11
	(4) 予防・まん延防止	12
	(5) 医療	14
	(6) 市民生活及び地域経済活動の安定の確保	14
7	発生段階	15

Ⅲ各段階における対策

1	未発生期	1 7
2	海外発生期	2 0
3	国内発生期（県内・市内未発生期）	2 3
4	県内発生早期（市内発生早期）	2 6
5	県内感染期（市内感染期）	3 1
6	小康期	3 7

【資料】

【用語解説】	4 0
--------------	-----

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行をくりかえしてきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるため、平成 24 年 5 月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が制定され、平成 25 年 4 月 13 日から施行された。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

我が国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年（2005 年）に「世界保健機構（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。これを踏まえて、県においても、平成 17 年 12 月「茨城県新型インフルエンザ対策本部」を設置し、「茨城県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。その後国の改定を受け、県も平成 20 年 2 月に改定を行っている。なお、国においては、その後の感染症法の改正や科学的知見の蓄積を踏まえ平成 21 年 2 月に抜本的な改定を行っている。

市においては、上記を踏まえ、新型インフルエンザに係る対策について平成 21 年 5 月に「稲敷市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

3 市行動計画の策定

政府は、特措法第 6 条に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」（平成 25 年（2013 年 2 月 7 日）を踏まえ、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を平成 25 年 6 月 7 日に決定した。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

政府行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

当市は、特措法第 8 条に基づき、政府行動計画・茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）で定められた事項を踏まえ、「稲敷市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）として策定する。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、また、新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、政府・県は、適時適切に行動計画の変更を行うものとされていることから、当市においても、政府行動計画・県行動計画の変更等に準じて、市行動計画の変更を行うものとする。

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生

すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には市民の多くが患うものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供の許容範囲を超えてしまうことを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。(図1)

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重傷者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

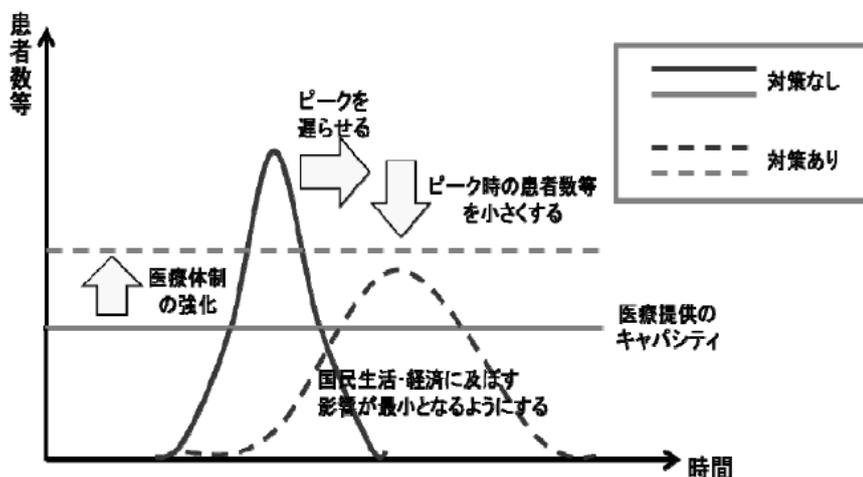


図1

2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭におかなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本行動計画は、病

原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、市行動計画をあらかじめ策定し、関係機関等とも事前に調整を行うとともに、関係者に市行動計画を広く周知し、具体的な行動が速やかに行えるように準備をしておく必要があることから、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった対策を講じていく。

- 発生前の段階では、市民に対する啓発など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておく。
- 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。
- 国内の発生当初の段階では、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講ずる。
- 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなどの見直しを行う。
- 国内の感染が拡大した段階では、国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活・経済活動の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことも考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 事態によっては、県と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における

感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて、積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼び掛けることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

本行動計画は、市としての対策の基本的な方針等及び認識を示すものであり、対応マニュアル等を基に具体的な対策を講じていくものとする。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

(1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重し、県が実施する医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等についての周知を行うに当たって、国民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ることに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

稲敷市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置し、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市長は市対策本部長として、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に当たり、県対策本部長に対し、必要がある場合には新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(4) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存及び公表する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等について

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザ発生の流行規模は、病原体側の要因（新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。本行動計画を策定するに際しては、政府行動計画で用いられているデータを参考とし、一つの例として次のように想定した。

● 新型インフルエンザ等発生時の想定

想定条件

罹患率 25%

致命率 中程度 アジアインフルエンザの致死率0.53%で算出

重度 スペインインフルエンザの致死率2%で算出

		国	茨城県	稲敷市
人口		約1億2700人	約300万人	約43,700人
罹患患者数(25%)		約3175万人	約76万人	約10,000人
外来患者数		約1,300万人～ 2,500万人	約31万人～ 58万人	約4,500人～ 8,500人
入院患者数	中程度	53万人	13,000人	190人
	重度	200万人	48,000人	700人
死亡者数	中程度	17万人	4,000人	50人
	重度	64万人	15,000人	200人

これらの推計は、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の日本医療体制、衛生状況等については考慮されていない。

被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分と言えないことから、国は必要に応じて見直しを行うこととしており、市においても国・県の状況等を踏まえ適宜見直しを行う。

未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延の恐れのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところである。

そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

・国民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。

・ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家族での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、強力に推進する。

(2) 県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。対策の実施に当たっては、国や近隣都県、市町村、医療機関、医師会等関係機関と緊密な連携を図る。また、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

(3) 市の役割

市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や生

活支援，新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し，基本的対処方針に基づき，的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては，県や保健所，近隣市町村，医療機関，医師会等関係機関と緊密な連携を図り，一体となった取り組みを行う。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から，医療機関は，新型インフルエンザ等の発生前から，地域医療体制の確保のため，新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また，新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため，新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた，診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は，診療継続計画に基づき，地域の医療機関が連携して発生状況に応じて，新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め，医療を提供するよう努める。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は，新型インフルエンザ等が発生したときは，特措法に基づき，新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については，新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から，それぞれの社会的使命を果たすことができるよう，新型インフルエンザ等の発生前から，職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には，その活動を継続するよう努める。

(7) 一般の事業者の役割

事業者については，新型インフルエンザ等の発生時に備えて，職場における感染防止策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には，感染防止の観点から，一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については，感染防止の

ための措置の徹底が求められる。

(8) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6 行動計画の主要6項目

政府行動計画においては、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保」の6項目に分けて定めている。

本行動計画においても、政府行動計画・茨城県行動計画に準じ、具体的な対策を6項目に分けて定めることとする。各項目に含まれる内容を以下に示す。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、国、県、市、事業者等が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

本市の実施体制としては、「市対策本部」において、対策の方針を決定するとともに、関係部局の連携を確保し、全庁一体となった取組を推進する。

ア 市対策本部

- ・ 市長を本部長とする「市対策本部」を設置し、状況に応じ必要な対策を開

始する。

イ 関係機関との連携

- ・ 医療体制の確保について連絡及び協議するために、竜ヶ崎保健所、稲敷医師会、管内感染症指定医療機関等との連携を図り、事前準備の進捗を確認し、稲敷市一体となった取組を推進する。
- ・ 予防及び被害の最小化を図るために、県、保健所、近隣市町村との情報の共有及び連携を図る。

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析し判断につなげること。また、サーベイランス情報を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

(3) 情報提供・共有

市は、最も市民に近い行政単位であることを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時には、市民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び市民からの相談受付等について、中心的な役割を担う。

ア 情報提供・共有の目的

危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要である。そのため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報などを市民等に情報提供する。

エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、対策の理由、対策の実施主体を明確にししながら、迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市から直接、市民に対する情報提供を行う手段としては、媒体の活用に加え、ホームページ等の活用を行う。

新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

情報提供に当たっては、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、適時適切に情報を共有するための方策について検討する。必要に応じて、市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(4) 予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

イ 主なまん延防止対策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等への市民の理解促進を図ると同時に、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じて、不要不急の外出の自粛、施設の使用制限への市民の理解を図る。

ウ 予防接種

(ア) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化することを防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症患者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

る。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、国が主体となって事業を進める。

(イ) 特定接種

a 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

b 特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる当該地方公務員については、県又は市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

(ウ) 住民接種

a 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種については、その実施主体が市町村であり、接種対象者の範囲や接種順位に関する基本的考え方は、政府行動計画に示されておりである。

なお、住民接種の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる者（65歳以上の者）

b 住民接種の接種体制

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

c 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施は、発生した新型インフルエンザ等の病原性、医療提供・国民生活・国民経済の状況等に応じて国において決定される。

(5) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成するうえで、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることで、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予想されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、県は、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておく。

また、市は、県の要請を受け、発生前・発生時の医療体制の整備について協力するものとする。市民に対し、発生時における「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」等を含む医療体制、医療機関や受診方法などの周知を図る。さらに、要援護者等の把握、及び具体的な在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、事前の準備を行い、国、県、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等と協力しながら対策を講ずる。

7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の状況に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

(1) 国の発生段階

政府行動計画においては、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、5つの発生段階に分類している。国全体での各発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

一方、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、市内感染の有無に焦点をあてた発生段階を定め、その移行については、市が判断することとする。

(2) 市の発生段階

こうした国の発生段階を踏まえ、本行動計画では、発生段階を以下の6つに定めることとした。

①未発生期

新型インフルエンザ等が発生していない状態

②海外発生期

海外で新型インフルエンザ等が発生した状態

③国内発生期（県内・市内未発生期）

国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内（市内）では患者が発生していない状態

④県内発生期（市内発生早期）

県内（市内）で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態

⑤県内感染期（市内感染期）

県内（市内）の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えな

くなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

⑥小康期

県内（市内）の新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

次に、本市の発生段階と国の発生段階の対応表を示す。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

<市と国の発生段階>

本市の発生段階（状態）	国の発生段階（状態）
未発生期 新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期 新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生期（県内・市内未発生期） 国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内（市内）は患者が発生していない状態	国内発生早期 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内発生早期（市内発生早期） 県内（市内）で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
県内感染期（市内感染期） 感染拡大～まん延～患者の減少に至る時期を含む（県内（市内）の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）	国内感染期 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期 県内（市内）で新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

Ⅲ 発生段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。対策の実施や中止時期の判断の方法については、対策マニュアル等に定めることとする。

1 未発生期
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ○ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 関係機関との連携の下に情報収集に努める。
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画を踏まえ、県、保健所等関係機関との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、市民への継続的な情報提供を行う 3) 海外での新型インフルエンザ等発生を早期に察知するため、関係機関と連携を図り、継続的に海外の情報収集を行う。
(1) 実施体制
<ol style="list-style-type: none"> 1 特措法の規定に基づき、市行動計画を策定し、必要に応じ見直しを行う。 2 各部局における業務継続計画を策定する。 3 必要に応じ、市対策検討委員会を開催し、関係部局との情報共有を図る。

(2) サーベイランス・情報収集

- 1 厚生労働省・県等関係機関を通じ、新型インフルエンザ等の対策に関する国内外の情報を収集する。
【情報収集先】
国際機関(WHO 等), 国立感染症研究所, 総合研究機構動物衛生研究所, 検疫所等
- 2 国立感染症研究所の症候群サーベイランスや県の感染症発生動向調査等により、インフルエンザ等の流行状況を把握する。
- 3 市内の学校・幼稚園・保育所等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学年・学級閉鎖, 休校等)を把握する。また, 国立感染症研究所の学校欠席者情報収集システムを利用し, 全国の感染症の流行状況を把握する。
- 4 国及び県と連携し, 家きん等における伝染病の流行状況を把握する。

(3) 情報提供・共有

- 1 市報, ホームページ等各種広報媒体を利用し, 市民への情報提供を行う。
●新型を含むインフルエンザ等感染症の基本的な情報や発生した場合の対策について, 継続的に分かりやすい情報提供を行う。
●マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等, 季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防対策を周知する。
- 2 医師会等関係機関へ, 市の対策を周知する。

(4) 予防・まん延防止

- 1 マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい, 人込みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を図る。
- 2 地域・職場レベルでの新型インフルエンザ等対策を予め周知する。
●新型インフルエンザ等発生時に実施され得る, 患者の濃厚接触者の外出自粛, 学校等の臨時休業, 集会の自粛等の対策について周知を図る。
- 3 新型インフルエンザ等発生時に備え, 防護服, 消毒薬, マスク(不織布製)や使い捨て手袋等の備蓄を計画的に進める。
- 4 ワクチン接種体制を構築する。
●新型インフルエンザ等発生に備えて, 国が住民接種を決定した場合のワクチン接種体制を医師会等関係機関と協議のうえ構築する。
●広域的にワクチン接種ができるよう関係機関と協議し, 体制を整備する。

(5) 医療

- 1 医療体制についての情報を収集する。
 - 市内、近隣市町村の感染症指定医療機関の状況、入院可能病床数など、医療情報を県及び医師会の協力を得て収集する。
- 2 国・県の動向を見ながら、新型インフルエンザ等発生時の医療体制を継続的に把握する。
- 3 県・医師会等と協力し、医療機関以外の場所での医療を提供する公共機関（以下「臨時の医療施設」という。）の確保の検討をする。
- 4 個人防護具、衛生用品等の備蓄を進める。
 - 救急隊員等搬送従事者の個人防護具等の備蓄を進める。

(6) 市民生活及び地域経済の安定確保

- 1 市民へ食料・生活必需品等の確保について周知を図る。
 - 県内感染期が続いた場合に備えて、生活上必要な物資の備蓄について周知を図る。
- 2 県内感染期における要援護者の支援を検討する。
 - 高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、病院等への搬送、死亡時の対応について検討する。
- 3 火葬体制等を整備する。
 - 県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行い、火葬体制を整備する。

<p>2 海外発生期</p> <p>○ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</p> <p>○ 国内（県内・市内）では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</p> <p>○ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況</p>
<p>目的：</p> <p>1) 新型インフルエンザ等の市内（国内・県内）侵入をできるだけ遅らせ、市内発生が遅延と早期発見に努める。</p> <p>2) 市内（国内・県内）発生に備えて体制の整備を行う。</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</p> <p>2) 対策の判断に役立てるため、関係機関との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</p> <p>3) 市内発生した場合には早期に発見できるよう市内の情報収集体制を強化する。</p> <p>4) 海外での発生状況について注意喚起をするとともに、市内発生に備え、国内（県内・市内）発生した場合の感染予防対策・医療体制等についての的確な情報提供を行い、市民に準備を促す。</p> <p>5) 市民生活及び地域経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、発生に備えた体制整備を急ぐ。</p>
<p>(1) 実施体制</p> <p>1 市対策検討委員会を開催し、関係部署の情報共有を図る。</p> <p>2 国内発生期に備え、各部局の業務継続計画を確認する。</p>
<p>(2) サーベイランス・情報収集</p> <p>1 厚生労働省・県等関係機関を通じ、新型インフルエンザ等の対策に関する国内外の情報を収集する。</p> <p>【情報収集先】 国際機関(WHO 等)、国立感染症研究所、総合研究機構動物衛生研究所、検疫所等</p>

- 2 国立感染症研究所の症候群サーベイランスや県の感染症発生動向調査等により、インフルエンザ等の流行状況を把握する。
- 3 市内の学校・幼稚園・保育所等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学年・学級閉鎖，休校等）を把握する。また，国立感染症研究所の学校欠席者情報収集システムを利用し，全国の感染症の流行状況を把握する。
- 4 県・保健所，医師会等の協力を得て，市内医療機関の受診状況等の情報を収集する。

（3）情報提供・共有

- 1 市報，ホームページ等各種広報媒体を利用し，リアルタイムかつ正確に市民への情報提供を行う。
 - 海外での発生状況，現在の対策等について，国・県の広報と整合性を図りながら情報提供を行う。
 - マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等，季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防対策を周知する。
 - 県と連携し，発生国からの帰国者や濃厚接触者などで発熱等の症状のある者の医療機関受診方法について市民へ周知する。
- 2 相談窓口を設置する。
 - 市民からの一般的な問い合わせに対応するため，県と連携し相談窓口を設置する。
 - 市民から相談窓口寄せられる問い合わせや関係機関等からの情報を踏まえて，どのような情報を必要としているかを把握し，次の情報提供に反映させる。
- 3 県，保健所，医師会等関係者と必要な情報を共有する。

（4）予防・まん延防止

- 1 マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい，人込みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を図る。
- 2 市内の学校・幼稚園・保育所及び社会福祉施設等で，基本的な感染予防策の周知と実践を図る。
- 3 国・県及び医師会等関連機関と連携し，速やかにワクチン接種を実施するための体制を構築する。
- 4 防護服，消毒薬，マスク（不織布製）や使い捨て手袋等を確保する。

(5) 医療

- 1 県と協力し、患者発生に備えた医療体制について確認する。
 - 市内で患者が発生した場合の搬送体制，受入医療機関等を確認する。
- 2 県の帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置状況を確認する。
- 3 県・医師会等と協力し，臨時の医療施設の体制を確認する。
- 4 個人防護具，衛生用品等の確保を進める。
 - 救急隊員等搬送従事者の個人防護具等の確保を進める。

(6) 市民生活及び地域経済の安定確保

- 1 事業者に対し，従業員の健康管理の徹底及び感染予防策の準備を要請する。
- 2 県内感染期における要援護者の支援体制を確認する。
 - 感染期に援助が必要となる可能性のある要援護者等世帯を確認する。
 - 高齢者，障害者等の要援護者への生活支援（見回り，介護，訪問看護，訪問診療，食事の提供等），病院等への搬送，死亡時の対応について確認する。
- 3 火葬体制等を整備する。
 - 県と連携し，火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行い，火葬体制を整備する。

<h3>3 国内発生期（県内・市内未発生期）</h3>
<p>○ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内・市内においては患者が発生していない状態</p>
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 市内発生に備えて体制の整備を行う。 2) 新型インフルエンザ等の市内での発生をできるだけ遅らせるとともに、発生の早期発見に努める。
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 市内発生した場合には早期に発見できるようサーベイランス・情報収集体制を強化する。 2) 市内発生はほぼ不可避と考えられるが、感染対策の徹底等により、市内発生をできるだけ遅らせるように努め、その間に、市民生活及び地域経済の安定のための準備、ワクチンの接種等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。 3) 国内外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。 4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。
<h4>(1) 実施体制</h4>
<ol style="list-style-type: none"> 1 市対策本部を設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ●国・県の対処方針等を踏まえ、今後の方針を決定する。 ●必要に応じ、市の新型インフルエンザ等対策の方針を見直し、対策を実施する。 ●「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」（以下「緊急事態宣言」という。）が出されていない場合であっても、必要に応じて市対策本部を設置する。 2 国内発生期に備え、各部局の業務継続計画を確認する。
<h4>(2) サーベイランス・情報収集</h4>
<ol style="list-style-type: none"> 1 厚生労働省・県等関係機関を通じ、新型インフルエンザ等の対策に関する国内外の情報を継続して収集する。 <p>【情報収集先】</p> 国際機関(WHO 等)、国立感染症研究所、総合研究機構動物衛生研究所、検疫所等

- 2 国立感染症研究所の症候群サーベイランスや県の感染症発生動向調査等により、インフルエンザ等の流行状況を継続して把握する。
- 3 市内の学校・幼稚園・保育所等における感染症の集団発生の把握を強化する。
 - 関係機関と連携し、感染者の流行状況及び集団欠席の状況を把握する。
- 4 県・保健所、近隣市町村、医療機関等との連絡を密にし、市内及び周辺での発生の早期把握に努める。
- 5 国・県より、ワクチンの製造情報等ワクチンに関する情報を収集する。
 - 抗インフルエンザウイルス薬の流通状況、ワクチンの有効性・ワクチン製造状況等について情報を収集する。

（3）情報提供・共有

- 1 市報、ホームページ等各種広報媒体を利用し、リアルタイムかつ正確に市民への情報提供を行う。
 - 新型インフルエンザ等の発生状況、現在の対策等について、国・県の広報と整合性を図りながら情報提供を行う。
 - マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防対策を周知する。
 - 県と連携し、感染が疑われる場合の医療機関受診方法について市民に周知する。
 - 市内の学校・幼稚園・保育所等の臨時休業や集会の自粛等の感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- 2 相談窓口の体制を充実・強化する。
 - 県と連携し、市民の不安等に応じるための適切な情報提供を行う。
 - 感染が疑われる例については、県・保健所と連携し、発熱外来などの指定医療機関の受診を勧める。
- 3 県、保健所、医師会等関係者と継続的な情報共有を行う。

（4）予防・まん延防止

- 1 マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避ける等の基本的な感染予防策を引き続き市民へ周知する。
- 2 市内の学校・幼稚園・保育所及び社会福祉施設等で、基本的な感染予防策の周知と実践を図る。
- 3 国の基本的対処に基づき、学校・幼稚園・保育所等の臨時休業等の基本的考え方を提示する。

- 4 県と連携し、必要に応じて予防・まん延防止策について市民及び事業者等へ周知する。
 - 事業者に対する事業所における感染対策の徹底
 - 不要不急の外出自粛，人込みを避けること等の勧奨
 - 集会等行事実施の自粛要請
- 5 不特定多数の市民の訪れる施設に消毒液を設置するなど感染予防策を徹底する。
 - 消毒薬，マスク（不織布製）等の使用状況を把握し，不足が予想される場合は補充する。
- 6 国・県及び医師会等関連機関と連携し，速やかにワクチン接種を実施するための体制を確認する。

（5）医療

- 1 県と協力し，患者発生に備えた医療体制について確認する。
 - 市内で患者が発生した場合の搬送体制，受入医療機関等を確認する。
- 2 県の帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置状況を確認する。
- 3 県・医師会等と協力し，臨時の医療施設の体制を確認する。
- 4 個人防護具，衛生用品等の確保を進め，必要時に利用できるよう体制を整備する。
 - 備蓄状況に応じて，救急隊員等搬送従事者の個人防護具等の確保を進める。

（6）市民生活及び地域経済の安定確保

- 1 県内（市内）感染期における要援護者の支援体制を確認する。
 - 感染期に援助が必要となる可能性のある要援護者等世帯を確認する。
 - 高齢者，障害者等の要援護者への生活支援（見回り，介護，訪問看護，訪問診療，食事の提供等），病院等への搬送，死亡時の対応について確認する。
- 2 火葬体制等を整備する。
 - 県と連携し，火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行い，火葬体制を整備する。
- 3 市民に対し，食料品，生活必需品等の購入にあたって適切な行動を呼びかけるとともに，事業者に対して食料品，生活関連物資等の価格高騰が生じないように，また，買占め又は売り惜しみがないよう要請する。

<h4>4 県内発生早期（市内発生早期）</h4>
<p>○ 県内（市内）において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</p>
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策を行う。 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3) 市内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。
<h4>（1）実施体制</h4>
<ol style="list-style-type: none"> 1 市対策本部を設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ●国・県対策本部において決定された対策を踏まえ、今後の方針を決定する。 ●県内発生早期（市内発生早期）に入ったことを公表する。 2 業務継続計画により新型インフルエンザ等対策を実施しつつ、市の業務を継続する。
<h4>（2）サーベイランス・情報収集</h4>
<ol style="list-style-type: none"> 1 国立感染症研究所の症候群サーベイランスや県の感染症発生動向調査等により、インフルエンザ等の流行状況を継続して把握する。 2 県・保健所、近隣市町村、医療機関等との連絡を密にし、市内及び周辺での発生状況を把握する。
<h4>（3）情報提供・共有</h4>
<ol style="list-style-type: none"> 1 市報、ホームページ等各種広報媒体を利用し、リアルタイムかつ正確に市民への情報提供を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等の発生状況、現在の対策等について、国・県の広報

と整合性を図りながら情報提供を行う。

- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等，季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防対策を周知する。
 - 国対処方針の改定及び状況の変化等を踏まえながら，適切な情報提供を行う。
 - 市内の学校・幼稚園・保育所等の臨時休業や集会の自粛等の感染拡大予防策についての情報を適切に提供する。
- 2 相談窓口の体制を充実・強化する。
- 県と連携し，市民の不安等に応じるための適切な情報提供を行う。
 - 健康相談，生活福祉等多様な相談に対応できる体制を整備する。
- 3 県，保健所，医師会等関係者と継続的な情報共有を行う。

（４）予防・まん延防止

- 1 マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい，人込みを避ける等の基本的な感染予防策を引き続き市民へ周知する。
- 2 市内の学校・幼稚園・保育所及び社会福祉施設等で，基本的な感染予防策の周知と徹底を図る。
- 3 国の基本的対処に基づき，県と連携し，学校・幼稚園・保育所等の臨時休業等を実施する。
- 4 県と連携し，必要に応じて予防・まん延防止策について市民及び事業者等へ周知する。
 - 事業者に対する事業所における感染対策の徹底
 - 不要不急の外出自粛，人込みを避けること等の勧奨
 - 集会等行事实施の自粛要請
 - 事業所等の事業活動の自粛要請
- 5 不特定多数の市民の訪れる施設に消毒液を設置するなど感染予防策を徹底する。
 - 消毒薬，マスク（不織布製）等の使用状況を把握し，不足が予想される場合は補充する。
- 6 国・県及び医師会等関連機関と連携し，ワクチン接種体制を確認する。
 - 予防接種の実施に関する情報提供を開始する。
 - パンデミックワクチンが供給可能になりしだい，関係者の協力を得て，国が決定した接種順位により接種を実施する。
 - 接種の実施に当たっては，国・県と連携して，保健センター・学校など公的な施設を活用するか，医療機関に委託すること等により接種会場を確保

し、原則として、市内に居住する者を対象に集団接種を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、次の対策を加えて行う。

- ① 県が行う以下の要請等の措置について、市民や事業者等に周知するとともに、県からの要請に応じ適宜協力する。

*特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までに期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な対策の徹底を要請する。

*特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認められるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

なお、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

*特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設についても、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するために特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

なお、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ② 住民に対する予防接種について、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

- 1 県と協力し、新型インフルエンザ等患者に対する医療体制について確認し、患者の搬送体制を確保する。

●受入医療機関等を確認する。

●新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等入院治療協力医療機関に移送し、入院措置を行う。

- 2 県の帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の状況を確認する。
- 3 県・医師会等と協力し、臨時の医療施設の準備を整える。
- 4 個人防護具、衛生用品等を必要個所に配備し、必要に応じて補充を行う。
●最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の個人防護具を配備する。
【緊急事態宣言がされている場合の措置】
緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、医療機関並びに医薬品もしくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品もしくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

(6) 市民生活及び地域経済の安定確保

- 1 必要に応じ、要援護者の支援を行う。
●県や地域支援者等と連携し、高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）を行う。
- 2 火葬体制等を準備する。
●県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等を準備する。
- 3 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたって適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格高騰が生じないよう、また、買占め又は売り惜しみがないよう要請する。
【緊急事態宣言がされている場合の措置】
緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、次の対策を加えて行う。
① 指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに市民生活等の安定及び地域経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。
② 電気及びガス並びに水の安定供給
*電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
*水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市、指定（地方）公共機関は、それぞれの行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

③ 緊急物資の運送等

* 県が行う、次の要請等に対して適宜協力する。

- (1) 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- (2) 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- (3) 県は、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

④ 生活関連物資等の価格の安定等

* 市民生活等の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じて、県が行う、関係事業者団体等に対しての供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等に協力する。

⑤ 犯罪の予防・取締り

* 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広域啓発活動を推進するとともに、警察に対して、悪質な事犯に対する取り締まりを要請する。

<p>5 県内感染期（市内感染期）</p>
<p>○ 県内（市内）において新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。</p> <p>○ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</p>
<p>目的：</p> <p>1) 医療体制を維持する。</p> <p>2) 健康被害を最小限に抑える。</p> <p>3) 市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。</p> <p>2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</p> <p>3) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会・経済活動をできる限り継続する。</p> <p>4) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</p> <p>5) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</p>
<p>(1) 実施体制</p>
<p>1 市対策本部を引き続き設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県内の新型インフルエンザ等の感染拡大状況を受け、国・県対策本部において決定された対策を踏まえ、今後の方針を決定する。 ● 県内感染期（市内感染期）に入ったことを公表する。 <p>2 業務継続計画により新型インフルエンザ等対策を実施しつつ、市の業務を継続する。</p> <p>【緊急事態宣言がされている場合の措置】</p> <p>県及び市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。</p>

(2) サーベイランス・情報収集

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 国立感染症研究所の症候群サーベイランスや県の感染症発生動向調査等により、インフルエンザ等の流行状況を継続して把握する。 2 県・保健所，近隣市町村，医療機関等との連絡を密にし，市内及び周辺での発生状況を把握する。 |
|---|

(3) 情報提供・共有

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 市報，ホームページ等各種広報媒体を利用し，リアルタイムかつ正確に市民への情報提供を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザ等の発生状況，現在の対策等について，国・県の広報と整合性を図りながら情報提供を行う。 ● マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等，季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防対策を周知する。 ● 国対処方針の改定及び状況の変化等を踏まえながら，適切な情報提供を行う。 ● 市内の学校・幼稚園・保育所等の臨時休業や集会の自粛等の感染拡大予防策についての情報を適切に提供する。 2 相談窓口を継続して設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 県と連携し，市民の不安等に応じるための適切な情報提供を行う。 ● 健康相談，生活福祉等多様な相談に対応できる体制を整備する。 3 県，保健所，医師会等関係者と継続的な情報共有を行う。 |
|---|

(4) 予防・まん延防止

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい，人込みを避ける等の基本的な感染予防策を引き続き市民へ周知する。 2 市内の学校・幼稚園・保育所及び社会福祉施設等で，基本的な感染予防策の周知と徹底を図る。 3 国の基本的対処に基づき，県と連携し，学校・幼稚園・保育所等の臨時休業等を実施する。 4 県と連携し，必要に応じて予防・まん延防止策について市民及び事業者等へ周知する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 事業者に対する事業所における感染対策の徹底 ● 不要不急の外出自粛，人込みを避けること等の勧奨 ● 集会等行事実施の自粛要請 |
|---|

●事業所等の事業活動の自粛要請

5 不特定多数の市民の訪れる施設に消毒液を設置するなど感染予防策を徹底する。

●消毒薬、マスク（不織布製）等の使用状況を把握し、不足が予想される場合は補充する。

6 国・県及び医師会等関連機関と連携し、ワクチン接種体制を確認する。

7 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

●国・県からの指示により、住民接種を進める。

●予防接種により健康被害が生じた場合、被害調査委員会を開催し、協議する。また、県の要請に応じて、予防接種後副反応に関する調査に協力する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、次の対策を加えて行う。

県が行う、以下の要請等の措置について、市民や事業者等に周知するとともに、県からの要請に応じ適宜協力する。

*特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

*特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等もまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

なお、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

*特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設についても、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等もまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため、特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

なお、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(5) 医療

1 国・県の基本的対処方針を見ながら、受診方法等についての情報をリアル

タイムで収集する。

- 2 県及び医師会と協力し、ピーク時に対応し、臨時の医療施設での入院患者の受け入れを行う。

●入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を患者に周知する。

- 3 国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者に対応する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、次の対策を加えて行う。県が行う、以下の要請等の措置について、市民や事業者等に周知するとともに、県からの要請に応じ適宜協力する。

* 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

* 国及び県と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来治療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが、在宅療養を行うことが困難であり、入院治療を受ける必要のある患者等に対する医療提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。

* 臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

（6）市民生活及び地域経済の安定確保

- 1 要援護者の支援を継続する。

●県や地域支援者等と連携し、高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）を継続する。

- 2 社会混乱を避けるため、市民に対し、警察・消防による防犯・防災活動等への協力を要請する。

- 3 緊急時の火葬体制等を確保する。

●火葬場の稼働時間を延長するなどして火葬体制を確保する。

●県と連携し、火葬能力を超えた場合、一時的な遺体安置所を設置し、運用する。

4 ごみ処理機能を維持する。

●まん延により多量のごみが発生することが予想されるため、ごみ処理機能を維持する。

3 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたって適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格高騰が生じないよう、また、買占め又は売り惜しみがないよう要請する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、次の対策を加えて行う。県が行う、以下の要請等の措置について、市民や事業者等に周知するとともに、県からの要請に応じ適宜協力する。

① 事業者等の対応

* 指定（地方）公共機関は及び登録事業者は、特定接種の実施状況に応じて、事業を継続する。

② 電気及びガス並びに水の安定供給

* 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

* 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県は、市、指定（地方）公共機関は、それぞれの行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

③ 緊急物資の運送等

* 緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

(1) 緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

(2) 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

④ 物資の売り渡しの要請等

* 対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡し要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により、当該物資等が使用不能になっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

* 特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

⑤ 生活関連物資等の価格の安定等

* 市民生活等の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じて、関係事業者団体等に対する供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

⑥ 要援護者への生活支援等

* 高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

⑦ 犯罪の予防・取締り

* 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広域啓発活動を推進するとともに、警察に対して、悪質な事犯に対する取り締まりを要請する。

⑧ 埋葬・火葬の特例等

* 県の要請を受け、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。

* 死亡者が増加し、一時的に遺体を安置できる施設等を直ちに確保する。

* 遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

6 小康期
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ○ 大流行は一旦終息している状況。
<p>目的：</p> <p>1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</p> <p>2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。</p> <p>3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</p> <p>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</p>
(1) 実施体制
<p>1 県内の新型インフルエンザ等の流行の終息を受け、市対策本部において、小康期に入ったことを公表する。</p> <p>2 各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画、対応マニュアル等の見直しを行う。</p> <p>3 特措法に基づく緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部を廃止する。</p>
(2) サーベイランス・情報収集
<p>1 厚生労働省・県等関係機関を通じ、新型インフルエンザ等の対策に関する国内外の情報を収集する。</p> <p>【情報収集先】 国際機関(WHO 等)、国立感染症研究所、総合研究機構動物衛生研究所、検疫所等</p> <p>2 国立感染症研究所の症候群サーベイランスや県の感染症発生動向調査等により、インフルエンザ等の流行状況を把握する。</p> <p>3 市内の学校・幼稚園・保育所等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況等を把握する。また、国立感染症研究所の学校欠席者情報収集システムを利用し、全国の感染症の流行状況を把握する。</p>

4 国及び県等と連携し、家きん等における伝染病の流行状況を把握する。

(3) 情報提供・共有

- 1 市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
 - 国内外の新型インフルエンザ等の発生状況，現在の対策等について，国・県の広報と整合性を図りながら情報提供を行う。
 - マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルの感染予防策を周知する。
 - 国の対処方針の改定及び状況の変化等を踏まえながら，適切な情報提供を行う。
- 2 相談窓口等の体制の縮小・中止
 - 県の要請を受け，相談窓口等を縮小・中止する。

(4) 予防・まん延防止

- 1 予防接種の実施
 - 流行の第二波に備え，予防接種法第6条第3項に基づき接種を進める。
 - 予防接種により健康被害が生じた場合，被害調査委員会を開催し，協議する。
- 2 流行の第二波に備え，防護服，消毒薬，マスク（不織布製）や使い捨て手袋等を確保するとともに，備蓄計画の見直しを行う。
- 3 流行の第二波に備え，感染の予防対策やまん延防止対策の見直しを行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には，上記の対策に加え，必要に応じ，国及び県と連携し，流行の第二波に備え，特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。

(5) 医療

- 1 新型インフルエンザ等発生前の通常医療体制に戻す。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

必要に応じ，県内（市内）感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(6) 市民生活及び地域経済の安定確保

- 1 必要に応じ，引き続き，食料品・生活関連物資等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに，事業者に対しても，食料品・

生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。

- 2 要援護者への支援について、社会機能の状況にあわせて、順次平常時の体制に移行させる。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

① 業務の再開

*事業者に対し、県内（市内）の流行状況を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のため、縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。

*指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

② 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

*県、市、指定（地方）公共機関は、国と連携し、国内（県内）の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

【用語解説】※アイウエオ順

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/ソ連型(H1N1)、A/香港型(H3N2)というのは、これらの亜型を指している。)

○家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。

○感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実

情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等，通常，感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○个人防护具（Personal Protective Equipment：P P E）

エアロゾル，飛沫などの暴露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク，ゴーグル，ガウン，手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング，診察，調査，侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○サーベイランス

見張り，監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して，状況を監視することを意味する。特に，感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症，三類感染症，四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として，都道府県知事が指定したもの。

○死亡率（Mortality Rate）

ここでは，人口10万人当たりの，流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において，新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって，一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから，当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

平成21年（2009年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、平成23年（2011年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○致死率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造